

## 伊勢原市低所得者支援給付金支給事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策(令和5年11月2日閣議決定)の趣旨を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(令和6年度において、新たに住民税非課税となる世帯等)及び低所得者の子育て世帯(令和6年度において、新たに住民税非課税となる世帯等)に対して臨時的措置として伊勢原市(以下「本市」という。)が実施する、伊勢原市低所得者支援給付金支給事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、低所得者支援給付金(以下「支援給付金」という。)及び低所得者の子育て世帯への加算給付金(以下「こども加算給付金」という。)とは、前条の目的を達するために、本市によって贈与される給付金をいう。

### (支援給付金の支給対象者)

第3条 支援給付金の支給対象者(以下「支給対象者」という。)は、令和6年6月3日(以下「基準日」という。)において、本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

- (1) 令和6年度分の住民税が、新たに課されていない世帯(同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の住民税が新たに課されていない者で構成された世帯(以下「住民税非課税化世帯」という。))
- (2) 令和6年度分の住民税均等割のみが、新たに課税されている世帯(同一の世帯に属する者全員が、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による令和6年度分の住民税所得割が新たに課されていない者で構成された世帯(以下「住民税均等割のみ課税化世帯」という。))

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する世帯は、支給要件を満たさないものとする。

- (1) 住民税が課税されている者の扶養親族のみで構成される世帯
- (2) 租税条約による免除の適用の届出によって、住民税が課されていない者を含む世帯
- (3) 令和6年1月1日時点でいずれの市町村(特別区を含む。以下同じ。)の住民基本台帳にも記録されていなかった者で構成された世帯及びその者を含む世帯
- (4) 令和6年度住民税を課税された者で構成された世帯及びその者を含む世帯で、令和6年1月2日以降生活保護受給対象となった世帯
- (5) 令和5年度住民税所得割非課税世帯として、令和5年度伊勢原市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付対象となった世帯
- (6) 令和5年度住民税所得割非課税世帯として、伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金の給付対象となった世帯

(7) 他自治体で本給付金と同様の給付金を受給済みの世帯

(8) 他自治体で第5号及び第6号に規定する給付金と同様の給付金を受給済みの世帯

### (こども加算給付金の支給対象者)

第4条 こども加算給付金の支給対象者(以下「こども加算対象者」という。)は、基準日

において、本市の住民基本台帳に記録されているものであって、平成18年4月2日生まれ以降の児童を扶養している支援給付金の支給対象となった世帯の世帯主とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童については、支給要件を満たさないものとする。

(1) 伊勢原市物価高騰対策緊急支援給付金において、こども加算給付金の対象児童となった児童

(2) 他自治体において、こども加算給付金を受給済みの場合は、その対象児童となった児童

(支給額)

第5条 第3条の規定により支給対象者に対して支給する支援給付金の金額は、1世帯当たり10万円とし、第4条の規定によりこども加算対象者に対して支給するこども加算給付金の金額は、対象児童1人当たり5万円とする。

(受給権者)

第6条 支援給付金及びこども加算給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者)とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

(支給の方法)

第7条 支援給付金の支給を受けようとする者又はこども加算給付金の支給を受けようとする者は、伊勢原市低所得者支援給付金支給要件確認書(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)(第1号様式。以下「確認書」という。)を提出又は伊勢原市低所得者支援給付金申請書(請求書)(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)(第2号様式。以下「申請書」という。)により申請するものとする。

2 前項に規定する確認書の提出又は申請書による申請に基づく給付は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第4号に掲げる方式は、支給対象者又はこども加算対象者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号、第2号又は第3号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 電子申請方式 支給対象者又はこども加算対象者が確認書を電子情報処理組織による申請により提出し、本市が支給対象者又はこども加算対象者から指定された金融機関の口座(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条に規定する預貯金口座(以下「公金受取口座」という。)に振り込む方式

- (2) 郵送申請方式 支給対象者又はこども加算対象者が確認書又は申請書を郵送により市に提出又は申請し、本市が支給対象者又はこども加算対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口申請方式 支給対象者又はこども加算対象者が確認書又は申請書を本市の窓口へ提出又は申請し、本市が支給対象者又はこども加算対象者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (4) 窓口現金受領方式 支給対象者又はこども加算対象者が確認書又は申請書を郵送により提出若しくは申請又は本市の窓口へ提出し、本市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、収入又は所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条に規定する要件を満たす者であるかについて確認を行う。

4 市長は、支援給付金又はこども加算給付金の申請に当たり、官公署が発行する身分証明書の写し等を提出又は提示をさせること等により、当該申請者の本人確認を行う。  
(代理による申請等)

第8条 支給対象者又はこども加算対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。ただし、電子情報処理組織による申請は本人に限る。

- (1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書又は申請書を提出又は申請するときは、確認書又は申請書の委任欄へ記載をすることとする。また、この場合、市長は、官公署が発行する身分証明書の写し等の提出又は提示をさせること等により、当該代理人の本人確認を行う。

3 市長は、代理人が第1項第1号に掲げる者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号に掲げる者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認することとする。

(申請期限等)

第9条 支援給付金及びこども加算給付金の申請受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書及び申請書の提出期限は、令和6年10月31日とする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第7条の規定により提出された書類を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し、当該支給対象者に対し、伊勢原市低所得者支援給付金支給決定通知(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)(第3号様式)にて通知するとともに、支援給付金又はこども加算給付金を支給する。

(支給等に関する周知)

第11条 市長は給付金事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行うこととする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条第2項の提出期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が支援給付金又はこども加算給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第10条の規定による支給決定を行った後、申請書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、当該支給対象者の責めに帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により支援給付金又はこども加算給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第14条 支援給付金又はこども加算給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和6年7月11日告示第104号)

この告示は、令和6年7月12日から施行する。

## 別記（第6条関係）

### 1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

(1) 次に掲げる事例であって、かつ、次号の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を市長に申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されていない場合にも、本市における受給権者とする。

ア 配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別にしている者（女性相談支援センター一時保護所（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は婦人保護施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別にしている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において本市に住民票を移していない者

イ 親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えている者

(2) 申出者の満たすべき一定の要件は、次のアからエまでに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

ア 申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく接近禁止命令又は第10条の2に基づく退去等命令が出されていること。

イ 女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター一時保護所又は婦人保護施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。）が発行されていること。

この場合において、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した伊勢原市低所得者支援給付金用DV等被害申出受理確認書（令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分）（第4号様式）も上記証明書と同様のものとして取扱うこととする。

ウ 基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

エ アからウに掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合（婦人保護施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。）

### 2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、次の各号までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満18歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満22歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び第6号における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、本市における受給権者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。次号において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）
- (2) 児童福祉法第27条第1項第3号の規定により入所措置が採られて同法第42条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第27条第2項の規定により同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第27条第1項第3号若しくは第27条の2第1項の規定により入所措置が採られて同法第37条に規定する乳児院、同法第41条に規定する児童養護施設、同法第43条の2に規定する児童心理治療施設若しくは同法第44条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2か月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2か月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第18条第2項若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第373号）第16条第1項第2号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第5条第11項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書の規定により同法第38条第2項に規定する救護施設、同条第3項に規定する更生施設若しくは同法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設に入所している児童（2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

- (5) 児童福祉法第25条の7第1項第3号の規定により同法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び社会的養護自立支援事業等の実施について(平成29年3月31日付雇児発0331第10号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、入居している者に限る。)
- (6) 児童福祉法第23条第1項の規定により同法第38条に規定する母子生活支援施設(以下「母子生活支援施設」という。)に入所している者(2か月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。)

### 3 入所措置等が執られている障害者・高齢者の取扱い

第1号に規定する者又は第2号に規定する者(以下「措置入所等障害者・高齢者」という。)であつて、基準日において、本市の住民基本台帳に記録されている者については、本市における受給権者とする。ただし、本市で入所等の措置を講じ、措置入所等担当課から給付金担当課に対して、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障害者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障害者・高齢者に支給する。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定による措置が執られている者(措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者(成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。)を含む。以下同じ。)(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)
- (2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項の規定による入所等の措置等が執られている者(2か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

### 4 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると市長に申し出た者について、法務局において無戸籍者として把握していることを市長が相当と認めるときは、本市における受給権者とする。

様

伊勢原市長 高山 松太郎

公印

伊勢原市低所得者支援給付金支給要件確認書

(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)

令和6年度の住民税の課税状況に基づき支給対象者に該当するため、次のとおり支給予定額をお知らせします。以下の内容を確認して、令和6年10月31日までに、電子申請（ファストパス）またはこの確認書の返送により提出して下さい。

支給予定額 円

支給日 市が確認書を受領した日からおおむね、4週間後

電子申請（ファストパス）で提出する場合

マイナンバーカードをお持ちの方で公金受取口座をマイナポータルで登録済みの方は、優先して支給しますので、右のQRコードから申請してください。

QRコード

この確認書を提出する場合

次の項目を記載し、同封の返信用封筒で返送してください。

世帯主の方が記入してください。 ◎裏面の注意事項を必ずご確認ください。

1. 私の世帯は給付金の受給を ( 希望します ・ 希望しません )

↓

↓ ご記入いただくのは以上です。

以下の項目を確認し、確認後にチェック欄 (□) にレ点を入れてください。両方にチェックがある場合に限り、給付金が受け取れます。

① 令和6年度課税において、世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていません。

② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。

上記記入内容に相違ないか確認し、記入してください。

世帯主氏名		確認日	令和	年	月	日	連絡先電話番号	
-------	--	-----	----	---	---	---	---------	--

2. 支給方法について ご希望の支給方法のチェック欄 (□) にレ点を入れてください。

① 次の口座へ振込を希望します。(郵送申請)

支給口座	分類	口座番号
	口座名義	

② 次の口座へ振込を希望します。(郵送申請) ※上記が空欄の場合は裏面4を確認の上、下欄にご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(フリガナ)
		1普通 2当座	※右詰めでお書き下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
金融機関番号	店番号			

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(フリガナ)
	( 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい )	※右詰めでご記入下さい	※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1	0 ※	

③ 現金での受け取りを希望します。(市役所窓口)

◎ 注意事項

- ※ 租税条約による住民税の免除を届けている方がいる場合は、支給対象となりません。
- ※ 代理人が確認・受給する場合は、本用紙の3. 代理人記入欄を記入してください。
- ※ 確認内容が誤っている場合は、給付金の返還を求める場合があります。
- ※ 住民税の取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、ご家族に確認してください。
- ※ 上記の期限までに返信がない場合及び返送した確認書に不備があり伊勢原市が定める期限までに必要な修正が行われない場合、本給付金の支給を辞退されたものとみなします。
- ※ 支給予定額に疑義がある場合は、本用紙の5.申請者が属する世帯の状況を記載した上でご返送ください。

3. 代理人記入欄

代理人	フリガナ	申請者との関係	代理人生年月日	代理人住所
	代理人氏名		明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
上記の者を代理人と認め、 緊急支援給付金の（確認・請求受給）を委任します。 ←法定代理の場合は、 確認・請求及び受給 委任方法の選択は不要です。			世帯主氏名	署名または記名押印

4. 添付書類

のりしろ

**振込先金融機関口座確認書類**

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し  
表面の2に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合は、口座の確認書類を添付して下さい

のりしろ

**本人（代理人）確認書類**

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート等の写し（いずれか1つ）  
※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付  
表面の2に記載の口座以外の口座への振込を希望される場合又は代理人が確認（受給）する場合には添付して下さい

5. 申請者が属する世帯の状況 ※表面の支給予定額に疑義がある場合に下欄へ記載してください。

- 給付要件を満たす世帯において18歳以下（平成18年4月2日生まれ以降）の児童が世帯員にいる場合、給付金額が加算されます。該当する場合は、「加算対象児童該当」欄の「該当」に「レ点」を記入してください。
- 基準日(令和6年6月3日時点)の世帯の全ての構成員及び新生児（基準日生まれ以降）について記載してください。**

	(フリガナ)	申請者との続柄	現住所と令和6年1月1日時点の住所		加算対象児童該当
	氏名	生年月日		令和6年1月1日時点の住所を記載 (異なる場合のみ記載)	※18歳以下の児童のみ記載
1	(申請者)	本人	<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 該当
2			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 該当
3			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 該当
4			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 該当
5			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 該当

**伊勢原市低所得者支援給付金申請書(請求書)**  
 (令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)  
 (申請を必要とする世帯の場合)

支給市区町村(※令和6年6月3日時点の市区町村)
伊勢原市長 殿



2ページ目の【誓約・同意事項】を全て確認しチェックしました。全ての内容に誓約・同意の上、申請します。

**1. 申請・請求者(世帯主)**

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日	電話 ( )

**2. 申請者が属する世帯の状況** ※令和6年6月3日時点の世帯の全ての構成員及び新生児(令和6年6月3日生まれ以降)について記載

○令和6年1月1日時点の住所が、現住所と異なる方は、令和6年1月1日時点及び令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する住民税課税証明書等、住民税課税状況を確認できる書類を添付してください。(該当者全員)  
 ※住民税課税証明書等、住民税課税状況を確認できる書類の添付がない場合は、この給付金を支給することができません。  
 ○給付要件を満たす世帯において18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童が世帯員にいる場合、給付金額が加算されます。該当する場合は、対象児童が「加算対象児童該当」欄の「該当」に「レ点」を記入してください。

No.	(フリガナ) 氏名	申請者との続柄	個人番号		現住所と令和6年1月1日時点の住所が異なる	令和6年1月1日時点の住所を記載(異なる場合のみ)	令和6年度住民税均等割課税状況	加算対象児童該当 ※18歳以下の児童のみ記載
			生年月日	個人番号				
1	(申請者)	本人			<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当
2					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当
3					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当
4					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当
5					<input type="checkbox"/> 現住所と同一 <input type="checkbox"/> 異なる		<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 該当

**3. 振込口座(原則、1. の申請・請求者名義の口座)** ※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

※下欄に記載し、振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(カナ) ※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 (6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい)	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1		

口座名義人が1. の申請・請求者(世帯主)と異なる場合には、下記の【代理人が申請、受給する場合】に記入してください。

**【代理人が申請、受給する場合】**

代理人	フリガナ 代理人氏名	申請者との 関係	代理人生年月日 明治・大正・昭和・平成 年 月 日	代理人住所 日中に連絡可能な電話番号 ( )
	上記の者を代理人と認め、緊急支援給付金の □ 申請 □ 受給 を委任します。 ※法定代理人の場合は、□欄のチェックは不要です。 □欄にチェック(レ)してください。			世帯主氏名
				署名(又は記名押印) <div style="text-align: right;">(印)</div>

**裏面も必ずご確認ください**

<口座による受け取りが困難な場合>

金融機関の口座がない、金融機関から著しく離れた場所に住んでいるなどの理由で、どうしても口座による受け取りが出来ず、窓口(現金)での受け取りを希望する場合は下記の口欄にチェック(レ)してください。

伊勢原市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)について、窓口(現金)での受け取りを希望します。

**【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(レ)してください。**

以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- 伊勢原市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)(以下「給付金」という。)の支給要件(※)に該当します。
- ① ※ 給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たす必要があります。  
ア 世帯全員が、令和6年度住民税所得割が課されていない者で構成された世帯である。  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。  
(注)住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- ② 世帯の中に、住民税が課税となる所得があるのに未申告である者はいません。
- ③ 既に伊勢原市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)の支給を受けた世帯ではありません。
- ④ 給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、伊勢原市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、伊勢原市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 伊勢原市が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年10月31日までに、伊勢原市が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

提出書類

伊勢原市低所得者支援給付金申請書(請求書)  
(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)  
(申請を必要とする世帯の場合)(本書) ※必要事項をご記入ください。

『申請・請求者本人確認書類の写し(コピー)』及び『代理人確認書類の写し(コピー)』

※申請・請求者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)(代理人が申請、受給する場合は、代理人の分も含む)をご用意ください。  
(マイナンバー通知カードは本人確認書類とはなりません)

『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』

※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)をご用意ください。

(「現住所と令和6年1月1日時点の住所と異なる」欄が「異なる」に該当する方全員分)

令和6年1月1日時点及び令和5年1月1日時点で住民登録のある市区町村が発行する『令和6年度住民税課税証明書』及び『令和5年度住民税課税証明書』等、住民税課税状況を確認できる書類の写し(コピー)

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 年 月 日 申請者氏名

## 伊勢原市長 高山 松太郎

## 伊勢原市低所得者支援給付金支給決定通知

(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及び子ども加算分)

伊勢原市低所得者支援給付金について、次のとおり決定しましたのでお知らせします。

申請年月日		決定年月日	
	氏名		生年月日
支給対象者			
対象世帯員			

決定区分		支給金額		円
決定理由				

支払方法			
支払場所		金融機関	
支払日		振込先	口座種別
			口座番号
			口座名義人
			振込日

振込依頼人名は、イセハラシリンジフクシキユウフキンとなります。

支給が決定し、給付金を受け取った後に受給資格がないことが判明した場合、返金していただくことがあります。(市民税の修正申告等により、市民税所得割が課された場合など)

本給付金の支給に当たり事前に指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

お問い合わせ先

伊勢原市役所 保健福祉部 福祉総務課  
〒259-1188 伊勢原市田中348番地

0463(94)4718(直通)

第4号様式（第6条別記関係）

伊勢原市低所得者支援給付金用DV等被害申出受理確認書

（令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分）

（フリガナ） 氏名（※1）		男・女
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日
（フリガナ） 同伴者氏名（※2）		男・女
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日
（フリガナ） 同伴者氏名（※2）		男・女
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日
（フリガナ） 同伴者氏名（※2）		男・女
生年月日	大正・昭和・平成・令和	年 月 日
連絡先等（※3）		
対応機関 機関名及び代表者氏名（※4） 伊勢原市保健福祉部 福祉総務課長 所在地、電話番号 伊勢原市田中348番地、0463-94-4719 受付日 令和 年 月 日		
【対応機関記載欄】（※5）		

上記の者は、配偶者やその他親族からの暴力や、性暴力被害、貧困その他の理由が複合的に重なる等して避難し、親族と生計を別に行っていることを申し出たことを確認する。

なお、本確認書の用途は、伊勢原市低所得者支援給付金（令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分）に関する配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者からの申出に使用する場合に限るものとし、他の制度に関する申請、訴訟等に使用することはできない。

(裏面)

- ※1 配偶者やその他親族からの暴力等の被害を申し出た者の氏名を記入すること。
- ※2 配偶者やその他親族からの暴力等の被害を申し出た者のほかに、世帯を同一にする同伴者がいる場合には、その者の氏名を記入すること。
- ※3 連絡先(本人の連絡先以外にも、関係機関や代理者など本人と連絡のつく者の名称及び電話番号も可)を記入すること。
- ※4 対応機関(配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、市町村における配偶者暴力相談支援担当部署等)が相談を受け付けた場合に記入すること。代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、肩書のみとし、氏名を省略すること。また、代表者は、適切な組織の長とすること(市町村等の長である必要はない)。
- ※5 対応機関記載欄には、住民票のある世帯の親族とは生計を別にしてしていることがわかる状況のほか、必要に応じ、整理番号や本人確認を行った旨などを記載すること。

(その他)

- 1 確認書の太枠内は配偶者やその他親族からの暴力被害の申出を受けつけた機関等が記入すること
- 2 この確認書は、伊勢原市低所得者支援給付金(令和6年度住民税非課税化世帯・住民税均等割のみ課税化世帯に対する給付及びこども加算分)(以下「給付金」という。)の支給先の管理を行うため、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることを申し出た者に対して、申出を受けた市町村等が発行するものであり、配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難していることの申出がなされ、それを受理することが適当と判断されたことを確認するものである。
- 3 市町村の給付金担当においては、確認書に記載されている相談機関等や確認書を発行した女性相談支援センターの名称等について、配偶者等(配偶者であった者を含む。)に知らせないなど、取扱いについては十分配慮されたい。
- 4 民間支援団体においては、「機関名」に団体名を記載し、「代表者氏名」については氏又は名のみ記載で差し支えないが、団体印又は代表者の印(個人印しかない場合は個人印でも差し支えない)を押すこと。「所在地」については、秘匿できることとし、「電話番号」は連絡がつく番号を記載すること。また、「対応機関記載欄」には、※5のほか、以下の内容を記載すること。
  - ① 連携している地方公共団体名(配偶者やその他親族からの暴力等と関係が深いところ)と連携の態様(婦人保護事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体)
  - ② 本確認書記載者に対する支援の概要
- 5 民間支援団体については、本事務を担当する地方公共団体からの問合せがなされることがあることから、令和8年3月末まで、個人情報管理に十分留意しつつ、本確認書の写しを保管しておくこと。